

## 下條村内発生土置き場（睦沢）における環境の調査及び影響検討の結果に対する助言

### 1 全般

- (1) 工事の実施及び工事用車両の運行に当たっては、環境保全措置を確実に実施するとともに、関係機関や地域住民等との連絡、調整及び協議を引き続き丁寧に行い、地域住民の生活環境及び自然環境への影響を回避又は最大限低減するよう努めること。また、現況を大きく悪化させないよう、必要に応じて、追加の環境保全措置を検討すること。
- (2) 工事や環境保全措置の実施状況等を積極的に公表するとともに、地域住民等に対して引き続き丁寧な説明を行うこと。
- (3) 発生土置き場の計画について、十分な安全性を確保していることを明らかにするため、計画地の集水範囲及び集水量、その範囲を含む周辺の地形、具体的な排水計画及び排水設備の能力を分かりやすく記載すること。

### 2 大気質、騒音、振動

- (1) 粉じんに係る環境保全措置として周辺道路の散水等が計画されているが、工事現場から国道 151 号に粉じんを持ち出さないよう努めることで、影響を更に低減するため、車両出入口における仮舗装の実施やダンプカー用泥落とし装置の設置など追加の環境保全措置を検討すること。
- (2) 工事の実施及び工事用車両の通行に伴い、計画地近隣の宿泊施設や道の駅の利用者等への影響が懸念されることから、関係者と事前に十分な協議を行った上で必要な措置を講じ、騒音・振動の影響を最大限低減するよう努めること。また、今後公表する保全計画において、影響を的確に把握するよう、その時点での現地状況等を踏まえて適切な事後調査又はモニタリングの地点、時期及び頻度を選定すること。
- (3) 大気質、騒音、振動等の影響検討の結果を示す際は、計画地周辺の住居や宿泊施設などの保全対象を図示すること。

### 3 水環境

工事の実施及び発生土置き場の存在に伴う水資源への影響について、河川管理者等の関係機関や漁業権を管理する下伊那漁業協同組合に対し、事前説明や状況報告等を丁寧に行うこと。

### 4 土地の安定性

計画地及びその周辺には、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在することに配慮し、地形及び地質の状況を適切に把握した上で、盛土の安定性を十分に確保すること。

## 5 動物、植物、生態系

- (1) ギフチョウの移設並びにその食草であるヒメカンアオイ及びウスバサイシンの移植に当たっては、地元の有識者からも助言を受けるなどして、適切な移設・移植の手法、時期、場所等を選定すること。
- (2) 移植したヒメカンアオイ及びウスバサイシンについて、必要に応じ、下草刈り等の植生管理を行うこと。また、移植先において、土壌の水分条件を測定するなど、適切な生育環境が維持されるよう努めること。
- (3) 計画地及びその周辺の上空において、希少猛禽類の飛翔が確認されていることから、計画地及びその周辺で希少猛禽類の営巣が確認された場合は、環境保全措置及び事後調査の実施を検討すること。
- (4) 火沢川の付替えによる流量や河床等の変化により、魚類の生息や産卵のための遡上等に影響が生じないように配慮すること。

## 6 景観

- (1) 景観への影響について、主要な眺望点及び日常的な視点場からの眺望が分かる写真、図面等を掲載するなど、影響検討の結果を分かりやすく示すこと。
- (2) 計画地周辺には、多くの人が景観を楽しむ新井展望公園や下條村そば畑もあるため、これらの場所からの景観に与える影響についても明らかにすること。

## 7 その他

- (1) 工事完了後の発生土置き場の維持管理について、下條村等の関係機関と十分に協議を行い、継続的に盛土の安定性が確保されるよう対応すること。また、今後公表する保全計画において、工事完了後の発生土置き場の維持管理及び跡地利用について、可能な限り具体的に記載すること。
- (2) 工事用車両が通行する道路において、一般車両、歩行者等の安全が確保されるよう、関係機関、地域住民等と協議や調整を十分に行い、必要な対策を講じること。
- (3) ギフチョウの移設並びにその食草であるヒメカンアオイ及びウスバサイシンの移植について、飯田市におけるギフチョウの保護活動の事例を参考に、地域の環境教育の一環として行うなど、事業と併せて地域に資する取組みの実施を積極的に検討されたい。